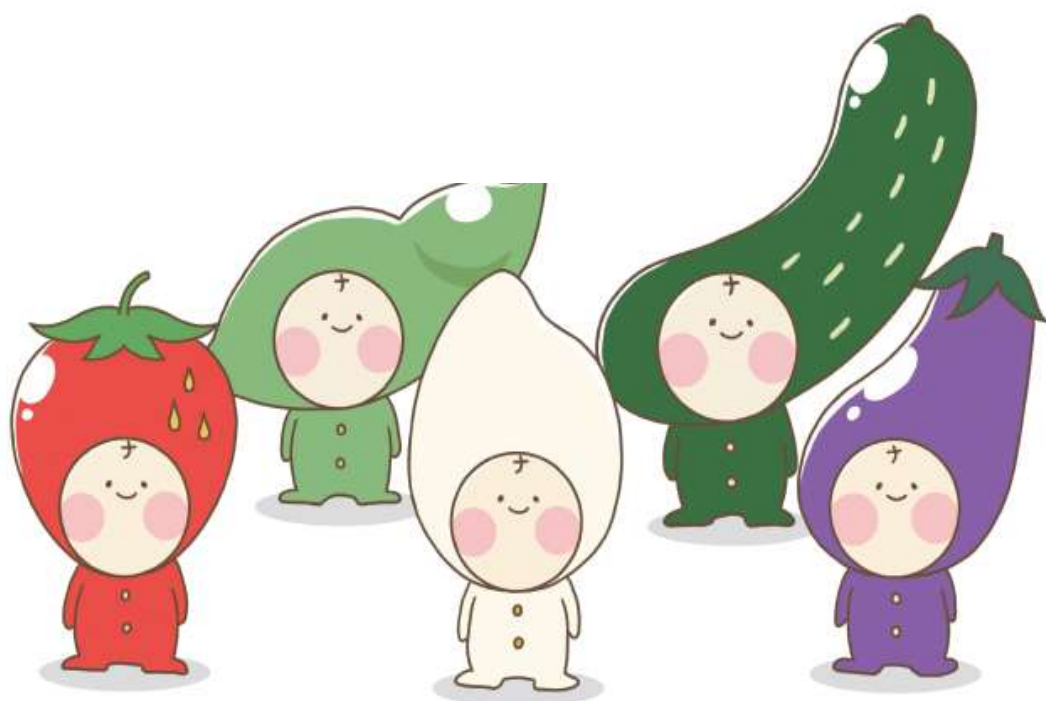


# 令和8年度 長岡市農水産政策課 補助事業のしおり



令和8年4月

長岡市農林水産部農水産政策課

# 目次

ページ

## 1. 機械・施設の導入に対する支援

- (1) 新潟県農林水産業総合振興事業 2
- (2) きのこ王国支援事業 2
- (3) がんばる担い手農家の資本装備等支援事業 3
- (4) スマートアグリ推進事業 3

## 2. 取組に対する支援

- (1) 環境保全型農業直接支払交付金事業 4
- (2) 農地集約化促進事業 5
- (3) 中山間地域等直接支払制度 6
- (4) 6次産業化・農商工連携取組支援事業 6
- (5) 長岡市園芸産地育成支援事業 7
- (6) 耕作放棄地予防・解消事業 7
- (7) 長岡市農業生産工程管理推進事業補助金 8
- (8) 多様なニーズに応えるコメ生産拡大支援事業補助金 8

## 3. 農業を始める方への支援

- (1) 経営開始資金 9
- (2) 新規就農者販路拡大支援事業 9
- (3) 就農初期段階運転資金支援事業 10

## 4. 人材育成支援

- (1) 技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業 11



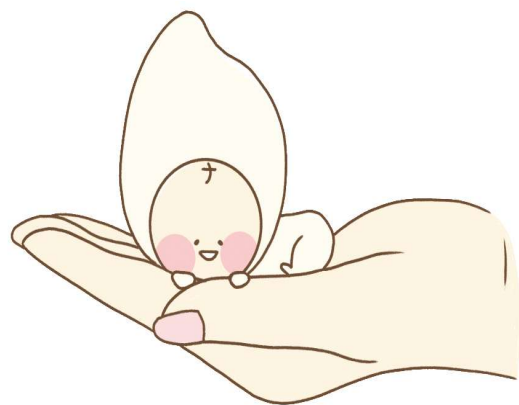
# 1. 機械・施設の導入に対する支援

(1) 新潟県農林水産業総合振興事業		【県】
<p>(概要説明) 農業所得の向上を図るための規模拡大、農産物の付加価値向上、経営の複合化等の取り組みに対し支援します。</p>		
対象者	農地所有適格法人、認定農業者等	
主な要件	県の定める採択基準に適合すること	
支援内容	<p>支援内容は、各事業ごとに異なりますので、事業選定のうえ個別にお問い合わせください</p> <p><b>【主な事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地所有適格法人育成促進</li> <li>・新規就農者育成促進</li> <li>・「新潟米」体質強化促進</li> <li>・大豆・そば・麦生産促進</li> <li>・園芸生産促進</li> <li>・畜産振興促進</li> <li>・環境保全促進</li> <li>・加工・直売促進</li> <li>・水産振興促進</li> </ul>	
備考	<p>原則、現状の機械・施設等の更新は対象外です。</p> <p>要望調査：導入希望年度の前年7～8月末（予定）</p>	
（問い合わせ）農水産政策課 電話：0258-39-2223		

(2) きのこ王国支援事業		【県】
<p>(概要説明) 産地体制の強化を目的とした近代化施設等きのこ生産基盤の整備を進めるとともに、産地連携のもとに広域産地生産出荷体制を推進し、県産キノコブランドの確立と市場競争力のあるきのこ産地の形成に対し支援します。</p>		
対象者	農林業者の組織する団体、森林組合、農業協同組合、第3セクター、民間リース会社	
主な要件	県の定める採択基準に適合すること	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質・安全・安心促進整備事業</li> <li>・低コスト化促進整備事業</li> </ul> <p>補助率 県1/2以内 事業費の範囲 1,000千円～50,000千円</p>	
備考	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください。	
（問い合わせ）農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		

(3) がんばる担い手農家の資本装備等支援事業		【市】
(概要説明) 規模拡大や生産コストの削減計画を持つ担い手が、目標達成に向けた経営規模に対応するための機械・施設等の導入に係る費用を補助します。		
対象者	個人認定農業者（1戸1法人含む）、認定新規就農者、経営所得安定対策に加入している集落営農組織のいずれか	
主な要件	規模拡大または生産コスト削減の具体的な計画を有すること	
支援内容	補助率：30%以内（補助金上限額150万円） ※機械については1台（機、基）あたり50万円以上のもの ただし、複数の機械の組み合わせにより機能を発揮する機械は、導入金額の合計額で50万円以上の機械	
備考	機械・施設の更新（既存と同規模の機械・施設への入れ替え）は対象外です。 要望調査：導入希望年度の前年7～8月末（予定）	
（問い合わせ）農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

(4) スマートアグリ推進事業		【市】
(概要説明) 労働力不足の改善や新規就農者・女性の活躍を促進し、持続可能な農業の実現を目指すため、スマートアグリ機器の導入を支援します。		
対象者	経営面積15ha以上（中山間地域は10ha以上）の市内認定農業者等	
主な要件	長岡市スマートアグリトライアル施設での研修受講	
支援内容	補助率 50%以内（補助金上限額 100万円）	
備考	申請受付期間を確認の上、農水産政策課へ交付申請書類を提出して下さい。	
（問い合わせ）農水産政策課次世代農業推進係 電話：0258-39-2223		



## 2. 取組に対する支援

(1) 環境保全型農業直接支払交付金事業		【国】
(概要説明) 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を実践する農業者に対して支援を行います。		
対象者	<p>本交付金に取り組む複数戸の農業者を含む農業者グループ</p> <p>※長岡市では「長岡環境保全型農業推進協議会」として取組を行っているため、個人・法人農家については、こちらの協議会に加入していただくことになります。</p>	
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組を行う作物（主作物）は、販売を目的に生産すること</li> <li>・自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（推進活動）を1つ以上実施すること</li> <li>・「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組を実施したうえで、「環境負荷低減のチェックシート」に記入し、提出すること</li> </ul>	
支援内容	<p>すべての取組に共通して、化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて行うことが必要です。</p> <p>○対象取組の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥の施用 10aあたり3,600円（特例：10aあたり1,800円）</li> <li>・緑肥の施用 10aあたり5,000円</li> <li>・総合防除 10aあたり4,000円（そば等雑穀は2,000円）</li> <li>・炭の投入 10aあたり5,000円</li> <li>・有機農業 10aあたり14,000円（加算措置あり）</li> </ul> <p>※「堆肥の施用」「緑肥の施用」「総合防除」取組で主作物が水稲の場合、メタン削減対策（長期中干し、前年度秋耕、前年度湛水不実施のうちいずれか1つ以上に取り組む）の実施が要件となります。</p>	
備考	<p>事業実施年度の5月初旬に開催する説明会に出席いただきますので、申請される方は毎年4月下旬までに農水産政策課にご連絡下さい。</p>	
（問い合わせ）農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		



(2) 農地集約化促進事業

【国】

(概要説明) 農地中間管理事業(農地バンク)を活用し、担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域に対して支援金を交付します。(旧「機構集積協力金交付事業」)

対象者

地域計画が策定されている区域(全部または一部を含む)

主な要件

【地域集約化実現タイプ】

- ・目標地内内の農地面積に占める1ha(中山間地域・樹園地では0.5ha)以上の団地の合計面積が50%以上

- ・地域の農地バンクの活用率が80%超、中山間地域は60%超となること

【集約化加速タイプ】

(1) 基本タイプ

- ・地域の農地面積に占める1ha以上の団地面積の割合が10%以上増加すること

- ・既に1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域では、1ha以上の団地又は独立する1筆のほ場の1箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること

(2) 大規模集約タイプ ※(1)の要件に加えて下記の要件を満たすことが必要

- ・交付対象地域内での事業実施後の耕作面積が15ha(中山間地域では2.5ha、樹園地では1ha)以上

- ・事業実施後1団地当たりの面積が5ha(中山間地域では2.5ha、樹園地では1ha)以上

(3) 誘致団地創出タイプ

- ・地域内の白地農地を団地化し、4ha以上の誘致団地を形成

- ・形成する誘致団地の全ての農地に10年以上の中間管理権を設定

- ・形成した誘致団地を当該地域の地域計画に新たに位置付けられた経営体が借り受けること

支援内容

【地域集約化実現タイプ】

区分	農地バンクの活用率		交付単価 (円/10a)
	一般地域	中山間地域等	
1	80%超	60%超80%以下	20,000
2		80%超	26,000

【集約化加速タイプ】

区分	地域の団地面積の割合	交付単価
		(円/10a)
基本タイプ	10%以上増加	10,000
	20%以上増加	30,000
大規模集約タイプ		50,000
誘致団地創出タイプ		50,000

※ 交付対象となる面積にはその他要件があります

備考

申請準備には時間を要します。

集積集約をご検討の地域は、お早めに農水産政策課にご相談ください。

(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223

(3) 中山間地域等直接支払制度		【国】																									
<p>(概要説明) 中山間地域等(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)において農業生産活動等を行う者に対して支援します。</p>																											
対象者	集落協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等																										
主な要件	集落等を単位に、農用地を維持管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行うこと																										
支援内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地目</th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 40%;">交付単価 (円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">田</td> <td>急傾斜(1/20以上)</td> <td style="text-align: right;">21,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜(1/100以上)</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">畑</td> <td>急傾斜(15°以上)</td> <td style="text-align: right;">11,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜(8°以上)</td> <td style="text-align: right;">3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">草地</td> <td>急傾斜(15°以上)</td> <td style="text-align: right;">10,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜(8°以上)</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> <tr> <td>草地比率の高い草地(寒冷地)</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">採草放牧地</td> <td>急傾斜(15°以上)</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜(8°以上)</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。</p>		地目	区分	交付単価 (円/10a)	田	急傾斜(1/20以上)	21,000	緩傾斜(1/100以上)	8,000	畑	急傾斜(15°以上)	11,500	緩傾斜(8°以上)	3,500	草地	急傾斜(15°以上)	10,500	緩傾斜(8°以上)	3,000	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000	緩傾斜(8°以上)	300
地目	区分	交付単価 (円/10a)																									
田	急傾斜(1/20以上)	21,000																									
	緩傾斜(1/100以上)	8,000																									
畑	急傾斜(15°以上)	11,500																									
	緩傾斜(8°以上)	3,500																									
草地	急傾斜(15°以上)	10,500																									
	緩傾斜(8°以上)	3,000																									
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500																									
採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000																									
	緩傾斜(8°以上)	300																									
備考																											
(問い合わせ) 農水産政策課次世代農業推進係 電話：0258-39-2223																											

(4) 6次産業化・農商工連携取組支援事業		【市】
<p>(概要説明) 6次産業化・農商工連携取組を推進するため、長岡産の農林畜水産物を活用した新たな商品開発等に係る経費を補助します。</p>		
対象者	<p>① 自ら農業、畜産業に従事する認定農業者、林業者、漁業者          ② 農林漁業者が主たる構成員となっており、かつこれらの者が主体的に農林水産事業を行う法人、団体(任意団体を含む。)          ③ ①又は②に該当する団体等と連携する商工業者</p>	
主な要件	<p>① 長岡産の農林畜水産物を必ず使用する取組みであること          ② 長岡産の農林畜水産物の需要拡大、生産拡大、高付加価値化、又は地域農林水産業の維持発展に資する取組みであること          ③ 新たな商品等の開発である他、既存の取組みであっても、品質の向上や、高付加価値化を目指した取組みであること</p>	
支援内容	補助率 50%以内(補助金上限額 25万円)	
備考	事前に取組内容をご相談の上、農水産政策課へ事業計画書を提出して下さい。	
(問い合わせ) 農水産政策課次世代農業推進係 電話：0258-39-2223		

(5) 長岡市園芸産地育成支援事業		【市】
(概要説明) 園芸品目に係る広域的な生産振興及び産地化、特産化を支援		
対象者	農林水産業者の組織する集団組合等又は農業協同組合	
主な要件	次の取組みに要する費用を支援する。 ・対象園芸品目等の栽培技術の習得や向上のための研修会等の開催 ・対象品目等の導入に必要な種苗及び生産資材等の購入 ・対象園芸品目等の消費拡大に向けた啓発資料の作成又はイベントの開催 ・その他対象園芸品目等の産地育成のために必要と認められるもの	
支援内容	対象となる取組に要する費用の1/2 (補助金上限額50万円)	
備考	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください。	
(問い合わせ) 農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		

(6) 耕作放棄地予防・解消事業		【市】
(概要説明) 一年以上作付をしていない農用地の耕作を再開するために再生作業を行う担い手 (認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等) を対象に事業費を支援します。		
※ 他の国・県の補助事業の採択要件に満たない取組みであることが必須条件です。		
対象者	<b>【新たに借り入れた対象農用地で再生作業を行う担い手】</b> 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織 (法人化する計画があり、経営所得安定対策に加入していること) のいずれか	
主な要件	<b>【以下の全てに当てはまる農用地が対象となります】</b> (1) 過去一年以上作付が行われておらず、耕作放棄地の予防・解消作業を要する農用地 (2) 農業振興地域内の農用地 (3) 上記の農用地で新たに借受する農用地 (自作地や借受から一年以上経過した農用地は対象外) (4) 農用地の所在する担当地区の農業委員により、(1) の要件を満たすことの確認を受けた農用地 ※ すでに解消された耕作放棄地等は対象外です。 ※ 申請、作業着手前に、市担当者とは地区担当農業委員による現地確認をさせていただきます。	
支援内容	<b>【農用地の再生作業の取組みに対して定額補助】</b> ・一般地域 (平場) 20,000円/10a ・中山間地域等 40,000円/10a	
備考	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください。	
(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

(7) 長岡市農業生産工程管理推進事業補助金		【市】
<p>(概要説明) 農業生産工程管理(以下「GAP」という。)の認証取得を推進するため、市内の農業者又は農業協同組合等が、GAPの認証を取得し、又はGAPの認証を取得しようとする者に対し指導等を行う者(以下「GAP指導員」という。)の資格を取得するために必要な経費を支援します。</p>		
対象者	農業協同組合、農業者、農業生産組織等	
主な要件	後述の「支援内容」に記載の取組を行うこと	
支援内容	<p><b>【補助対象経費】</b></p> <p>(1) GAPの認証取得のための研修会等の開催に要する経費</p> <p>(2) GAPの認証取得のための先進地視察等に要する経費</p> <p>(3) GAPの認証取得のために必要な管理用備品等の購入に要する経費(補助金上限額75,000円)</p> <p>(4) GAP指導員の資格の取得に要する経費(資格の更新のための経費を除く。)</p> <p><b>【補助額】</b></p> <p>交付対象経費の2分の1以内の額</p>	
備考	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください。	
(問い合わせ) 農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		

(8) 多様なニーズに応えるコメ生産拡大支援事業補助金		【市】
<p>(概要説明) 地域特色を活かした作付転換と農業所得の安定・向上につなげるため、加工用米等の生産拡大を支援します。</p>		
対象者	農業者、農業生産組織等	
主な要件	後述の「支援内容」に記載の取組を行うこと	
支援内容	<p><b>【補助対象作物および補助額】</b></p> <p>対象作物の拡大作付部分に対して補助 (対象作物の作付面積合計と、R6またはR7のうち作付面積合計が大きい方を比較し、その増加分を対象とします)</p> <p>(1)補助対象作物 加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、酒造好適米</p> <p>(2)補助額 10aあたり12,000円</p> <p>※申請額合計が予算額を超える場合、補助単価を調整する場合があります。</p>	
備考	10月頃対象者に対して、各地域水田協議会から配分額等を案内します。 制度に関する問い合わせは、農水産政策課までお願いします。	
(問い合わせ) 農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		

### 3. 農業を始める方への支援

(1) 経営開始資金		【国】
(概要説明) 認定新規就農者として独立自営就農をする者等に対し、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、資金を交付します。		
対象者	独立自営就農をした原則50歳未満の認定新規就農者	
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長岡市の地域計画「目標地図」に掲載される見込みがあること</li> <li>・生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと</li> <li>・雇用就農資金による助成金の交付又は、経営継承・発展等支援事業による補助金の交付を受けていないこと（受けたことがないこと）</li> <li>・申請時及び交付期間中の前年の世帯全体の所得が600万円以下であること</li> </ul>	
支援内容	交付額：月13.75万円（年間165万円）×最大3年間 夫婦で農業経営の場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付する	
備考	認定新規就農者の認定手続きとあわせて要望を伺います。	
（問い合わせ）農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

(2) 新規就農者販路拡大支援事業		【市】
(概要説明) 認定新規就農者として独立自営就農をする者等に対し、新たな販路開拓や販売量の拡大に係る経費を補助します。		
対象者	認定新規就農者	
主な要件	以下の者で経営を開始してから5年以内である者 ・農業経営基盤強化促進法第14条の4の認定を受けた者	
支援内容	補助率：経費の50%（補助金上限額50万円/年） （ただしU・Iターン等新規参入者で就農1年目は100%） 旅費、材料費、会場借上料、デザイン料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、出店料、出店手数料等	
備考	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください。	
（問い合わせ）農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

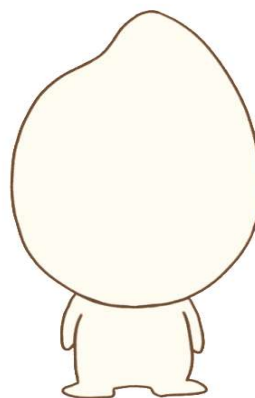


(3) 就農初期段階運転資金支援事業		【市】
(概要説明) 認定新規就農者として独立自営就農をする者等に対し、自ら耕作する農地の賃借料および当年度中に使用する肥料・農薬費等について補助します。		
対象者	認定新規就農者	
主な要件	以下の者で経営を開始してから5年以内である者 ・農業経営基盤強化促進法第14条の4の認定を受けた者	
支援内容	補助率：経費の50%（補助金上限額40万円/年） ※かかった経費（農地・機械賃借料、種苗費、肥料・農薬費、販売経費等）の根拠となる確定申告書に基づいて審査します。	
備考	該当される方には、農水産政策課から別途連絡します。	
(問い合わせ) 農水産政策課 担い手育成係 電話：0258-39-2223		



## 4. 人材育成支援

(1) 技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業		【市】
<p>(概要説明) 次世代の担い手となる新規就農者に技術習得をさせるため青年等を雇用し、経営に必要な技術・知識を習得させるため実践的な研修を行う農業者等を支援します。</p>		
対象者	<p>認定農業者 ※研修者は当該年度の4月1日現在、45歳未満かつ長岡市内に住所を有する者</p>	
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として同様の国・県補助事業の採択要件に満たないもの</li> <li>・研修者と期間の定めのない雇用契約を締結すること</li> <li>・雇用の際は労働保険（雇用保険・労災保険）に加入すること</li> </ul>	
支援内容	<p>補助率：雇用就農者賃金の50%（補助金上限額5万円/月） ※ただし、令和6,7年度に交付決定を受けた事業者が同一の新規就農者について補助を受ける場合は、上限額10万円/月 ※期間は最長36ヶ月 ※重複した期間で国等から同様の助成を受けていないか、過去に研修先と雇用契約を締結していないか審査します。</p>	
備考	<p>申請する場合は、農水産政策課までご相談ください。</p>	
<p>(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223</p>		



- ・記載された以外にも、国・県などの支援事業がありますので、詳細については、お問い合わせください。
- ・機械・施設等を導入する場合、例年、事業実施年度の前年8月（例：令和9年に導入する場合は、令和8年8月）に要望調査を行っていますので、要望がある方は、ご相談ください。
- ・事業によっては申請時期が異なりますので、事業活用をお考えの場合は、お問い合わせください。
- ・事業実施については、予算の範囲内となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・補助事業については、長岡市ホームページに記載されています。  
緊急なお知らせ等も掲載いたしますので、ぜひご覧ください。  
[総合メニュー] ⇒ [産業・ビジネス] ⇒ [農林・水産関係]

○お問い合わせ先

長岡市農林水産部農水産政策課

TEL 0258-39-2223

FAX 0258-39-2284

mail nousei@city.nagaoka.lg.jp

○相談、書類提出先

長岡市農林水産部農水産政策課

南部地域事務所

北部地域事務所

栃尾地域事務所